

# 障がい学生の支援マニュアル

令和 8 年（2026 年）4 月

十文字学園女子大学

学生支援企画委員会

学生総合相談センター

健康管理センター

特別支援教育研究所

## 障がい学生支援の原則

十文字学園女子大学（以下「本学」という。）では、「十文字学園女子大学 障害学生支援規程」に基づき、身体障がい、心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。なお、本マニュアルにおいては、「障害」を「障がい」と表記する。

支援内容については、以下の原則を踏まえた上で、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生と十分な協議を経た上で決定する。

- 1 本学は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2 障がい学生の支援が円滑に行われるよう、障がい学生の支援に関する全学的理解の促進を図る。教職員はもとより全学が、障がいの理解に努める環境を作る。
- 3 合理的配慮の提供においては、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行う。
- 4 この原則改訂は学生支援企画委員会で審議し、決定する。
- 5 学生支援企画委員会はガイドラインにもとづいた支援の実施状況報告を受け、運用について問題が生じたときは協議調整する。

### 1. 障がいの種類と定義

何らかの配慮を必要とする障がいの種類は、次のように大別され定義される。

障がいの種類	定義
①視覚障がい	盲（両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）、弱視（拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの。視野障害、羞明や夜盲等の明暗順応の障害のある者を含む）、その他の視覚障害（色覚異常、片目の盲及び弱視など「盲」にも「弱視」にも該当しない者）。
②聴覚障がい	聾（両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの）、難聴（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの）、その他の聴覚障害（聾及び難聴のいずれにも該当しない聴覚障害のある者）。
③肢体不自由	肢体不自由（補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能若しくは困難な程度のもの又はこれに達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもをいう。）があることが明らかになった者
④病弱 (慢性疾患治療中)	病弱（慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの）であることが明らかになった者
⑤発達障がい	精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）を有する学生及び医師の診断等において発達障害があることが明らかになった者、小区分は

	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、発達障害の重複、その他の発達障害がある
⑥精神障がい	精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）を有する学生及び医師の診断等において精神障害があることが明らかになった者。小区分は統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、精神障害の重複、その他の精神障害がある。
⑦知的障がい	医師の診断等において知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの及びこれに達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものをいう。）があることが明らかになった者
⑧重複障がい	身体障害が重複（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の二つ以上の障害のある者）するものと、発達障害と精神障害の重複（発達障害及び精神障害の両方の障害のある者）がある。
⑨その他の障がい	①～⑧の障がいに該当しないが、継続して医療または生活規制を必要とする程度の心身症状があるもの

## 2. 障がいの種類による支援方法

### 2-1 視覚障害学生の支援

#### 2-1-1 視覚障がいとは

視覚障がいは、視覚活用の程度によって「盲」と「弱視（ロービジョン）」に大きく分けられる。

「盲」に分類されるのは、視覚的な情報を全く得られない、あるいはほとんど得られない人であるが、「視力がゼロとは限らず、明暗の区別ができる人、目の前に出された指の数がわかる人など様々である。

「弱視」とは、視力や視野などの視機能低下が原因で、読み書きや移動等の生活機能に困難を継続的に伴う状態のことで、視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障がいが高度な場合とされる。保有する視力を活用しながら生活しており、墨字（点字に対し、通常の文字の総称）を使用することが可能。視野が狭い、まぶしさがある等の見えにくさを抱えており、見え方には非常に大きな個人差がある。

#### 2-1-2 視覚障がい学生の支援

##### ① 文字情報（図やグラフを含む）へのアクセスに関すること

視覚障がい学生が通常の文字にアクセスするための支援としては、試験問題等の点訳・拡大、電子データの提供、印刷物のテキストデータ化、対面朗読などが有効である。また、支援機器類の整備も必要になる。

##### ② 環境把握と移動に関すること

盲学生はもとより、弱視学生の場合も慣れない場所については丁寧なオリエンテーションが必要である。視覚的・触覚的目印の整備や、周囲の人の手助けが必要な場合もある。

### 2-1-3 視覚障がい学生の支援手段

視覚障がい学生は、教科書等の教材の準備に時間がかかるため、学期開始前のできるだけ早い時期に履修科目を決定することが必要であり、シラバス等の情報や登録システムのアクセシビリティ確保が重要である。具体的には以下の配慮が考えられる。

- 他の学生よりも早い時期の履修登録（確定）を認める。
- 履修登録システムのアクセシビリティが確保されていない場合は、間違いなく登録できるように教職員が補助を行なう。

また、授業においては以下の配慮が考えられる。

- テキストや資料の点訳・拡大、電子データ化
- パソコン・支援機器等の持ち込み許可
- 録音の許可
- 優先座席の確保
- その他の配慮事項

例) ・休講や教室変更の情報をEメールで伝える。

- ・授業終了時に集めるコメントカードなどを、後からEメールで提出することを認める。等

## 2-2 聴覚障がい学生の支援

### 2-2-1 聴覚障がいとは

音を聞く、または感じる経路に何らかの障がいがあり、話し言葉や周囲の音が聞こえなくなったり、聞きづらくなる状態を「聴覚障がい」という。聴覚障がいのある学生は、話し言葉の聞き取りに困難を示すことが多いため、大学生活においては授業中に先生の話しがわからない、チャイムや緊急放送が聞こえないなどの問題が生じる。

### 2-2-2 聴覚障がい学生とのコミュニケーション手段

聴覚障がい学生とのコミュニケーション手段には、次のような方法がある。健聴者とコミュニケーションをとる際には、聴覚障がい学生は一人ひとり違うので、聴覚障がい学生のニーズを確認してコミュニケーション方法を選択するように心掛ける必要がある。

#### ①補聴器を使って話す

補聴器は、「音を大きくして、耳にきかせるための機械」であり、きこえそのものを100%保障するのではなく、あくまでも補助的なものである。特に本学に入学する聴覚障がい学生は、ほとんどの場合感音性難聴で、感音性難聴は音そのものがこもって聞こえてしまうため（視覚に例えるならばぼやけて見えているようなものなので）単に拡大しただけでは「より何となくは判る」といった感じで、大きくしても判らない部分は判らないという傾向がある。

このため、聴覚障がい学生と話すときは、文節で区切ってゆっくりはっきり話す、または視覚的な手段（口話、筆談など）を補助的に活用するなどの方法が考えられる。

#### ②口話（読唇）

聴覚障がい者が、話し手の口唇の形や運動のパターンを読み取りながら、前後の文脈やその場にある情報もとりにこんで、相手の言いたいことはこうだろうと推測する手段である。大学の講義では専門用語が多くなるが、聴覚障がい学生が、口頭による説明の内容を推測するための視覚的の手がかり（板書、テキスト、スライドなど）が少ないと、口話が困難になるので、可能な限り視覚的情報も活用することが有効である。

#### ③筆談（文字）

文字通り、紙に文字で書いて伝える方法である。筆談の方法として、紙やホワイトボードに書く方法、パソコンで入力した文字を見せる方法、携帯のメール機能を使うなどの方法がある。

#### ④手話

手話には大きく分けて、日本語対応手話と日本手話の2つがある。日本語対応手話は日本語の文法体系と同じ語順で表す手話である。中途失聴者や健聴者の間で過ごすことが多かった聴覚障がい学生は日本語対応手話を話す傾向がある。

日本手話は、日本語とは異なる文法体系を有し、ろう者集団の中でつくられ発展してきた視覚言語で、家族にろう者がいる場合や、ろう学校での教育機関の長い聴覚障がい学生が主に使う。

#### ⑤デジタルワイヤレス補聴援助システム

話し手が使用する「送信機（ワイヤレスマイクロホン）」と、聞き手が使用する「受信機」で構成されるシステム。ワイヤレスマイクで拾った音声をデジタル無線方式で送信するので、補聴器や人工内耳だけでは言葉の聞き取りが難しい環境でも、聞こえの改善が見られる。

### 2-2-3 聴覚障がい学生の情報保障

聴覚障がい学生が情報保障を受けるためには、学期初めに、聴覚障がい学生が情報保障を受けたい授業科目を記載した「聴覚障がい学生情報保障申請書」を学生支援課に提出する。

学生支援課では、この申請に基づきパソコンノートテイクを原則として1科目当たり2名、デジタルワイヤレス補聴援助システム使用時は1名を配置する。この場合、①できる限り当該授業科目を受講したことのあるパソコンノートテイクを配置、②パソコンノートテイク初心者の場合は、できる限りベテランのパソコンノートテイクと組み合わせるなどの配慮を行う。

なお、学校行事やゼミ・演習等のようにパソコンノートテイクでは十分な支援が難しいと思われる場合は、学科の要請に基づき手話通訳者を配置するか、手話通訳者が配置できない場合

や特に高度のパソコンノートテイクを必要とする場合は、学外機関のパソコンノートテイカーを配置する。

十分なパソコンノートテイカーが配置できない場合、ノートテイカーを配置することがある。

#### 2-2-4 支援者（パソコンノートテイカー・ノートテイカー）の確保

聴覚障がい学生の支援を希望する学生は、每学期初めに「聴覚障がい学生支援者登録用紙」を学生支援課に提出し、学生支援課では、この登録に基づきパソコンノートテイカー・ノートテイカーの割り振りを決めることとなる。

なお、支援者（パソコンノートテイカー・ノートテイカー）は聴覚障がい学生1人当たり20人程度が必要なため、日頃から支援者拡大のための対策を講じる必要がある。また、支援者確保のためには教員から直接学生に声かけが効果的なことから、引き続き教員への依頼が欠かせない。

#### 2-2-5 支援者のための講習会の開催

支援者のためには講習会の開催が重要である。毎年定期的（前期始め、後期始め）にパソコンノートテイク講習会を開催する。

本学が採用するパソコンノートテイクは遠隔支援を可能とし、T-TAC Caption2 アプリを使用するため、筑波技術大学教育関係共同利用拠点事務局に講師派遣を依頼し、実技を伴う講習を受けた者のみを、パソコンノートテイカーとして採用する。

#### 2-2-6 支援者（パソコンノートテイカー・ノートテイカー）の配置基準

支援者（パソコンノートテイカー・ノートテイカー）の配置は、基本として1科目につき2名を配置する。

支援登録者の絶対数が不足する場合、学外のパソコンノートテイカーや要約筆記者を依頼し、学生パソコンノートテイカー・ノートテイカー1名のみ配置になることを避けるようにする。

#### 2-2-7 手話通訳者・要約筆記者の配置基準

手話通訳者は、入学式、卒業式、オリエンテーション等の学校行事や、ゼミ・演習などパソコンノートテイク・ノートテイクでは難しい講義などに、学科の要請に基づき配置する。ただし、講義については聴覚障がい学生1人あたり半期15コマ程度を目安とする。

専門性の高い外部パソコンノートテイカー・要約筆記者は、手話通訳者が手配できない場合や高度のパソコンノートテイク・ノートテイクを必要とする場合などに、学科の要請に基づき配置する。

また、同一授業を複数の聴覚障がい学生が受講する場合や、学生ノートテイクをどうしても配置できない場合などは、費用対効果を勘案しつつ要約筆記者を配置する。ただし要約筆記サークルも人的余裕がないため、継続的に多数コマの依頼をすることは難しい。

#### 2-2-8 手話通訳者・要約筆記者の配置実務

手話通訳者・専門性の高いパソコンノートテイク者・要約筆記者を必要とする場合は、各学科から学生支援課に連絡する。学生支援課が埼玉聴覚障害者情報センター・筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター・新座市要約筆記サークル「飛鳥」に派遣依頼をし、経費支払い事務も学生支援課で行う。

手話通訳緊急連絡用に、依頼者（授業担当教員等）の携帯または研究室直通電話番号を依頼先に通知する。

※非常勤教員の授業については担任等が依頼者となる

※手話通訳者の直前キャンセルは有償【18,000円】なので注意する

#### 2-2-9 支援に必要な器具・文房具の整備

パソコンノートテイクに必要なパソコン等の器具や文房具類は、大学で購入し、学生に貸与又は配付する。パソコンノートテイク用ノートパソコンは貸与が原則のため、持参したノートパソコンに事故があっても補償は行わない。

デジタルワイヤレス補聴援助システム【ロジャー】の送信機と受信機は学生支援課に置き、障がい学生が受け取って、講義室に持参する。障がい学生は当日中に【ロジャー】の送信機と受信機を返却し、学生支援課が充電をして次の使用に備える。※使用方法是別紙参照

私物のロジャーを使用する場合は本人管理に任せる。

ノートパソコンとipadは情報センター（8号館1階）に置き、貸出返却充電はパソコンノートテイク者または障がい学生が、使用する者の責任で行う。

※ノートテイクが必要な場合のルーブリーフ用紙及びボールペンは学生支援課に置き、障がい学生が受け取って、講義室に持参する。

#### 2-2-10 支援者に対する指導

支援者（パソコンノートテイク者・ノートテイク者）になるためには、原則として1回以上講習会に参加することとし、講習会ではパソコンノートテイク者・ノートテイク者としての登録方法についても指導する。

SAとしての諸手続き、支援予定日に外せない所用が生じたときの対応などは、「障がい学生支援者の手引」を配布した上で、メールと窓口で指導していく。

## 2-2-11 支援者の謝金の取り扱い

支援者（パソコンノートテイク・ノートテイク）に対しては、学内で定められた SA としての時給で報酬を支給する。

謝金支給方法は、支援者が「障がい学生支援活動支払併実施報告書」を1か月分まとめて月末に学生支援課に提出し、会計課から翌月 25 日頃に銀行振り込みを行うものとする。

## 2-2-12 聴覚障がい学生に対する相談・支援

聞こえの状況に合わせた支援を行うため、学生支援課は本人と頻繁に連絡し種々の相談に対応するとともに、支援者との交流を深めるための活動を行う。

## 2-2-13 ログの取り扱い

支援者がパソコンノートテイクした記録（ノート・ログ）は、依頼者の希望があれば、聴覚障がい学生にその記録を渡すこととする。ただし、外部機関に依頼した場合は、当該機関のルールに従う。

「要約筆記者は通訳であることから、記述したロールやログは渡さないことが原則である。」（厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム）という考え方や、「原則としてロール等を存在しないものとするが、本人の申し出および状況に応じて渡す。」（広島大学田中先生）という考え方もあり、ログを渡すか渡さないか、大学によりその取り扱いが分かれているのが現状である。

文字起こしのログについては依頼した教員が管理するものとする。

## 2-3 肢体不自由学生の支援

### 2-3-1 肢体不自由とは

「肢体不自由」とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。（教育支援資料、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、平成 25 年 10 月）

肢体不自由の種類には、以下のものがある。

ア) 上肢

イ) 下肢

- ・杖、義肢等補装具の利用
- ・手動車いす利用
- ・電動車いす利用

ウ) 上肢・下肢の障がいから全身性障がい

## エ) その他

- ・知覚障がい
- ・発語の困難 等

### 2-3-2 肢体不自由への支援

スロープ・エレベータ等の設置、教室の変更・調整、個人用ロッカーの配慮、屋根付車寄せ・駐車場の配慮、ノートテイク、口述筆記、移動等の介助等があり、肢体不自由の程度によって支援方法は変わる。本人の希望を聞いて支援内容・方法を決定する。

通学・食事・トイレ等の生活介助を家族又は家族が依頼した学外者が行う場合は、介助人の入構を許可し、駐車場の使用などに便宜を図る。

### 2-3-3 肢体不自由学生の支援手段

#### ア) 上肢

- ・図書館の利用、食堂、喫茶室、購買店舗、実習施設、講堂等の部屋のドア開閉が困難な場合があるので注意し、改修するまたは介助要請のベルを用意するなどする。
- ・書字困難があればノートテイクを配置するまたはパソコン利用を許可する等の対応をする。パソコン利用の際には、コンセントが利用しやすいか確認する。また、紙の取扱いが難しい場合があるので資料はデータで事前に送付する。
- ・公共交通機関による通学が難しい場合、車通学を許可することがある。

#### イ) 下肢

- ・杖、義肢等補装具の利用  
車いすに準じたバリア（段差、斜面等）の解消を目指すほか、移動に時間がかかることを踏まえての教室配置配慮を行う。  
公共交通機関による通学が難しい場合、車通学を許可することがある。
- ・手動車いす・電動車いす利用  
移動場面のバリア（段差、斜面等）の解消を目指し、施設の改修を順次進める。使用教室には車いすで使用できる机、車いすで入れる空間を確保すること。  
公共交通機関による通学が難しい場合、車通学を許可することがある。

#### ウ) 上肢・下肢の障がいから全身性障がい

- ア) イ) 上肢・下肢両方の配慮が必要なほか、嚥下（飲み込み）、呼吸、体温調節等の種々の困難を伴う場合は恒常的に介助者マネジメントが必要となるため、本人の希望を聞いて検討していく。

## エ) その他

- ・発語の困難 等  
コミュニケーションボード（文字盤）、携帯用補助装置など様々な工夫をし、個々の状況に応じた対応を行う。

## 2-3-4 肢体不自由学生の支援の進め方

配慮の必要が生じた場合は学生総合相談センターが窓口となり、求められる支援の内容を本人からよく聞き取った上で合理的な配慮について合意を形成し、「合理的配慮のお願い」を作成する。学生総合相談センターは、配慮内容に応じて、学科・関係部署に支援を依頼する。

## 2-4 病弱

### 2-4-1 病弱とは

「病弱」は医学用語ではなく、児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾患、または身体障害者福祉法の規定に基づく内部障害に該当する疾患で、学校教育法施行令第二十二條の三において示された程度

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。

を指す。

小児慢性特定疾患の対象疾患群は、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患であり、身体障害者福祉法に定める内部障害には、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害がある。

### 2-4-2 病弱（慢性疾患治療中）への支援

受診や体調不良、発作等で授業に出席できない場合がある。また、授業中에서도急に具合が悪くなり、退席しなければならないことがある。主治医、本人、家族等と連携の上、診療情報提供書や診断書などを参考に学内での支援の必要性を検討する。

#### (1) 入学

- ① 入学試験： 別室受験、教室や座席の優先指定、試験時間の延長、チェック解答、注意事項等の文書による伝達、試験場への自動車での入構など
- ② 入学前： 相談窓口についての情報提供、提供可能な支援についての事前相談など

#### (2) 学修支援

- ① 履修登録： 教務課等と連携しての履修登録支援、詳細なシラバスの作成と提示、優先、履修登録の検討など
- ② 授業（講義・演習）： 資料の電子データ提供、パソコン・タブレット・ボイスレコーダー等の持ち込み許可、座席配慮、話し合いのルールの明確化、具体的な質問、時間管理スキル指導、予定の個別伝達など

- ③ 授業（実験・実習）： 周囲の理解と本人への助言、心理カウンセリング、自己管理スキル指導、注意事項等の文書伝達、手順説明資料の配付、注意事項チェックリストの配付、メンバーへの協力依頼など
- ④ 評価： 口頭試問などへの解答手段変更、パソコン筆記での解答、提出期限等自己管理スキル指導と注意喚起、提出期限の延長、別室受験、学習法の相談、代替科目の履修など

### （3）学生生活支援

支援要請スキルの指導、自己理解促進のための指導、周囲の理解と本人への助言、心理カウンセリング、居場所提供、ライフスキル指導など

慢性の疾患（インスリン依存性糖尿病等）慢性呼吸器疾患（気管支喘息等）その他の慢性疾患、精神疾患（てんかん等）により継続して医療を必要とする学生に対し、薬や注射キットの預かり等の支援を健康管理センターが行う。

### （4）災害時の支援

見通しをもち安心感がもてる情報提供、災害時の社会的スキル指導、日頃からの手順の確認、個別の情報伝達、利用可能な避難所等の紹介など

## 2-5 発達障がい学生の支援

### 2-5-1 発達障がいとは

「発達障がい」とは、何らかの要因による中枢神経系の障がいであり、生まれつき認知・コミュニケーション・社会性・学習・注意力等の能力に偏りや問題を生じ、学習上・生活上に困難をきたす障がいである。学生からの相談が多い発達障がいには、以下のものがある。

（注：診断名については、日本精神神経学会監修「DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引き」（医学書院）による。）

#### ア) 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD)

- ・ 他人との意思や情緒の疎通、適切な関係を築くことに問題を示す社会的コミュニケーションと社会的相互作用の困難
- ・ 同じ状況や決められたことへのこだわりが強く、柔軟な対応ができないといった行動や、興味関心・活動等が限定され反復的なパターンを有する特異的な行動
- ・ 特定の感覚刺激に対して、敏感あるいは鈍感であったりする感覚の異常 など

#### イ) 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)

- ・ 注意力の持続、分配、転換の困難さ
- ・ 多動性や衝動的な行動をコントロールすることの困難さ

#### ウ) 限局性学習症／限局性学習障害 (SLD)

- ・ 知能など、他の能力に問題がないにも関わらず、「読む」「書く」「計算する」のいずれか一つ、あるいは複数に著しい困難
- ・ 文部科学省の定義では、上記に「聞く」「話す」「推論する」を加え、「学習障害」としている。

## エ) 発達障害の重複

- ・ ASD、ADHD、SLD の2つまたは3つが重複している

### 2-5-2 発達障がいへの支援

障がい特性による「実行機能（優先順位をつけての取り掛かり、注意の維持や切り替え、努力や処理速度の維持、感情の調整、情報の記憶・保持、自己モニターと制御等）の弱さ」により、学習面・生活面・対人関係面等において様々な困難さが見られる。また、障がいの種類や程度によって一律に支援内容や支援方法が決まるわけではないことから、学生一人一人が抱える困難さを丁寧に聴き取り十分に把握した上で、具体的な支援の手立てを講じる必要がある。

主な支援の内容としては、単位履修や授業の個別配慮等の修学支援、スケジュール管理や対人関係等大学生活上の支援、特性に応じた就労移行支援等が必要である。

### 2-5-3 発達障がい学生の支援方法

#### (1) 入学

- ① 入学試験： 別室受験、教室や座席の優先指定、試験時間の延長、拡大文字冊子の配付、チェック解答、注意事項等の文書による伝達、試験場への自動車での入構など
- ② 入学前： 相談窓口についての情報提供、提供可能な支援についての事前相談など

#### (2) 学修支援

- ① 履修登録： 教務課等と連携しての履修登録支援、詳細なシラバスの作成と提示、優先履修登録の検討など
- ② 授業（講義・演習実験・実習）： 資料の電子データ提供、パソコン・タブレット・ボイスレコーダー等の持ち込み許可、座席配慮、話し合いのルールの明確化、具体的な質問、時間管理スキル指導、予定の個別伝達など周囲の理解と本人への助言、自己管理スキル指導、注意事項等の文書伝達、手順説明資料の配付、注意事項チェックリストの配付、関係機関・メンバーへの協力依頼など
- ③ 評価： 口頭試問などへの解答手段変更、パソコン筆記での解答、提出期限等自己管理スキル指導と注意喚起、提出期限の延長、別室受験、学習法の相談、代替科目の履修など

#### (3) 学生生活支援

支援要請スキルの指導、自己理解促進のための指導、周囲の理解と本人への助言、心理カウンセリング、居場所提供、ライフスキル指導など

#### (4) 災害時の支援

見通しをもち安心感がもてる情報提供、災害時の社会的スキル指導、日頃からの手順の確認、個別の情報伝達、利用可能な避難所等の紹介など

## 2-5-4 発達障がい学生の支援の進め方

発達障がいは、本人や家族が気づきにくく、二次的な精神・身体症状となって現れる場合も少なくないことから、周囲から見て心配な状況がある場合には、教職員からの声かけや、学生総合相談センターの利用を勧めるなどの対応が望まれる。

## 2-6 精神障がいの学生の支援

### 2-6-1 精神障がいとは

「精神障がい」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）で、「精神障害」を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもの」（第五条）と定義しており、「障害者基本法」における「精神障害者」の定義は、「精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」（第二条）としている。主な精神障がいには、以下のものがある。

#### ア) 統合失調症

- ・ 病初期に幻覚や妄想などの陽性症状を呈することが多く、思考の障害や情動面の不安定さを伴う
- ・ 不安や睡眠障害も伴うことがあり、生活リズムの乱れ、対人関係のトラブル、言動の変化などの症状行動が目立つ

#### イ) 気分障がい（大うつ病性障がい、双極性感情障がいを含む）

- ・ うつ症状を伴うことが多く、うつ状態では、眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめない等の症状が持続
- ・ 精神的・身体的ストレスが重なるなど、様々理由で脳の機能障害が起きると、ものの見方が否定的になり、意欲が低下、自信喪失、希死念慮が生じる

#### ウ) 不安性障がい

- ・ 強い不安、動悸、呼吸困難などが突然に出現する「パニック障害」、対人恐怖が強く生活に支障をきたす「恐怖症」、何度も確認しないと落ち着かないなどこだわりが強くなる「強迫性障害」、犯罪などを契機とした「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などがある。

#### エ) 睡眠障がい

- ・ 睡眠になんらかの問題があり、様々なパターンによる睡眠の障がい

#### オ) 摂食障がい

- ・ 極端な偏食、少食などによる食行動障がいと、体重や体型に対する認知の歪みなどの精神病理を中核にする摂食の障がい

#### カ) 高次脳機能障がい

- ・ 頭部外傷や脳血管障害を受傷した場合に、脳の損傷の後遺症として、記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの障がい

#### キ) 他の精神障がい

- ・ 日本学生支援機構による「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、その他の精神障がいとして、統合失調症等、気分障害、神経症性障害等及び摂食障害・睡眠障害等のいずれにも該当しない障害が示されている。

## 2-6-2 精神障がいへの支援

精神障がいのある学生支援は、各人の精神疾患固有の経過や症状を理解し、個別的な対応を検討していく必要がある。必要に応じて、学生本人に同意を得て、家族や主治医に病状の安定度を確認して、当該学生にフィットした支援の実施が重要である。また、精神障がいの種類や程度等より支援内容が異なるので、学生一人一人との相談を丁寧に行い、具体的な支援を講じる必要がある。

主な支援の内容としては、発達障がい学生への支援と同様に、入学への支援・学修支援・学生生活への支援・就労支援・災害時への支援等が必要である。さらに、状態が長期化し医療との連携も必要な可能性も高いことから、通院と服薬への配慮、病状悪化時の対応、休学期間中の支援、休学からの復学支援等が大切である。

## 2-7 知的障がいの学生の支援

### 2-7-1 知的障がいとは

知的障害とは、一般に、同年齢の学生と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性がある。

### 2-7-2 知的障がいへの支援

学生の言語理解の状況などを把握した上で、学生の言語理解に適した言葉で働き掛けをすることが望ましい。さらに、言葉の理解を促すために視覚的な資料等の情報を補足することや体験的な学修の機会を確保するなど、支援を工夫していく必要がある。また、知的障がいの程度等より支援内容が異なるので、学生一人一人との相談を丁寧に行い、具体的な支援を講じる必要がある。

主な支援の内容としては、発達障がい学生への支援と同様に、入学への支援・学修支援・学生生活への支援・就労支援・災害時への支援等が必要である。

## 2-8 その他の障がい

その他の障がいについても、本人の申し出により、支援について協議し、合意の上、支援を行うことができる。

### 3. 担任又は学科教員との協力

障がいのある受験希望者または入学予定者が入学前相談を希望した場合は、募集入試課が窓口となり、学科教員（学科長・教務担当等）、学生支援課が参加し、障がいの特質により、演習・実習・資格取得等に困難が予想される場合にどのような合理的配慮が可能かを伝える。相談に参加した教員は入学後担任となる教員に相談内容や経緯を伝える。

進級時等、障がい学生の担任が交代する際は、支援状況について学科内で引継を行う。引継の際は新旧担任が、支援状況の情報共有を行う。

### 4. 障がい学生のキャリア支援

キャンパスソーシャルワーカーと就職支援課が連携し、就職ワークショップ等の紹介、履歴書等作成の個別指導、就労支援センター・ハローワーク等外部機関と連携した支援を行う。また、職業適性検査・ジョブマッチング等を経た就業体験のサポート、障害者手帳の取得に関する相談、障がい者枠の利用に関する指導などのキャリア支援を行う。

そのほか、障がいのある学生を対象とした「就職ガイダンス」を開催している。ガイダンスの参加には障害者手帳の有無は問わない。

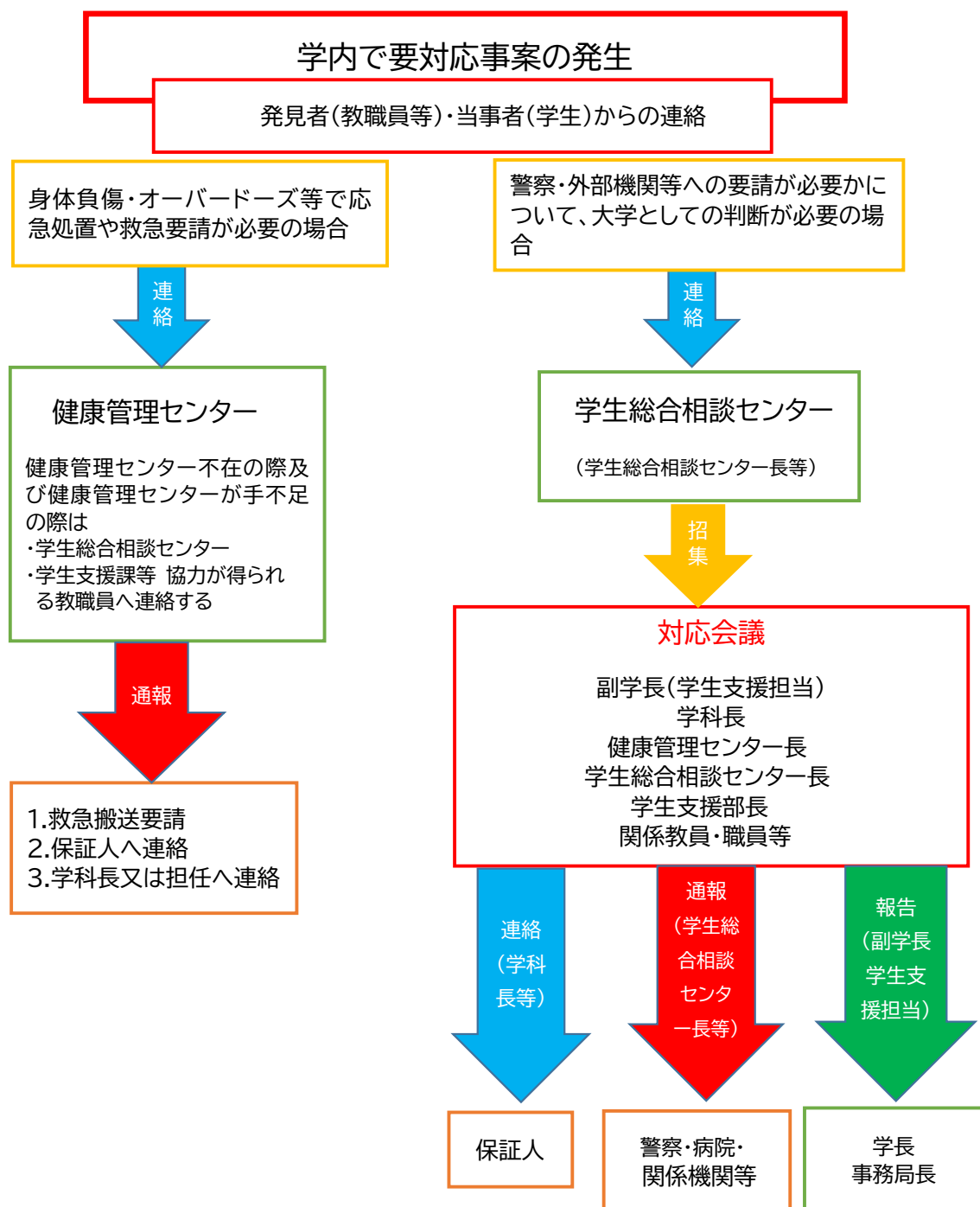
### 5. 障がい学生の情報共有について

職員が業務上の目的で保有する個人情報等を共有する場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報の保護に最大の注意を払うものとする。

- (1) 個人情報等の複製
- (2) 個人情報等の送信
- (3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

## 6. 希死念慮が強い学生の対応フロー

希死念慮は、自殺念慮、自殺企図と同義語で、自らの命を絶つことを考えたり、行動しようとするを言う。うつ病の生命予後に直結しうる重大な症状で、本学では以下のような対応を基本とする。



## 7. 紛争の解決

障がい学生が、学生総合相談センターによる再調整を経てもなお合理的配慮の内容の調整が不十分と感じた場合は、十文字学園女子大学障害学生支援規程第6条に基づきハラスメント対策室の調整を求めることができる。ハラスメント対策室は第三者的視点に立ち、調整を行う。

## 8. 障がい支援関係資料保存先

8-1 資料はユニパ掲示板に保存し、教職員の利用に供する。

非正規職員も閲覧可。学生支援課が年度初めに更新掲出する記事「障がい学生支援について」に、資料を添付する。

- ・障がい生支援のガイドライン
- ・障がい学生の支援マニュアル
- ・教職員向けリーフレット「障がいのある学生等への合理的配慮の実施について」
- ・学生向けリーフレット「すべての学生が充実した大学生活を実現するために」
- ・合理的配慮 Q&A

8-2 書式は教職員サポートページ ([¥files¥教職員用¥全学¥提出書類¥](#)) に保存し、教職員の利用に供する。

- ・手話通訳者派遣依頼書
- ・手話通訳者派遣取消（キャンセル）

以上

## 参考文献

- 「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」日本学生支援機構 平成27年3月
- 「令和5年度（2023年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」日本学生支援機構（2024年8月）
- 「静岡文化芸術大学における障害学生支援に関する基本方針」  
[http://www.suac.ac.jp/about/education\\_info/support.html](http://www.suac.ac.jp/about/education_info/support.html)
- 教育支援プランA・Bの概要 - 埼玉県教育委員会  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/kyouikusien-gaiyou.html>
- 「こころの健康がみえる 精神科医療」医療情報科学研究所 編集 メディックメディア, 2024

参考Ⅰ【オンライン受講チェックリスト】

京都大学 DRC (学生総合支援機構 障害学生支援部門)

<input type="checkbox"/>	オンライン受講が、「障害(社会的障壁)」を除去・軽減することに寄与している ※学部・研究科等から送付される合理的配慮の配慮依頼文書において、選択肢としてオンライン受講が記載されている際には、すでに本事項を考慮しています。
<input type="checkbox"/>	オンラインにより講義等を提供することが、講義担当教員にとって多大な負担とならない ※カメラの調整など、第三者がいることで解決が可能な場合は学部・研究科等やDRCへご相談ください。
<input type="checkbox"/>	オンライン受講でも、学生が享受できる教育の質を十分に確保することができる 例) 学習状況を確認するために、別途課題等を設定することにより教育の質を担保する等
<input type="checkbox"/>	当該学生がオンラインにより講義等を受講しても、他の受講生にとっての教育的利益が著しく損なわれることはない

チェックリストの全ての項目に該当する場合は、その科目のオンライン受講を「合理的配慮」として許可することが考えられます。一方で、該当しない項目がある場合は、オンライン受講以外の方法による合理的配慮の提供をご検討ください。

参考 2 支援方法一覧

令和7年度（2025年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（大学・大学院用）4. 授業支援と授業以外の支援の調査項目

全国共通の一般的項目であり、必ずしも本学で採用するものではない。参考まで。

授業支援	1	講義・演習	点訳・墨訳
	2		教材のテキストデータ化
	3		教材の拡大
	4		ガイドヘルプ
	5		リーディングサービス
	6		手話・触手話
	7		ノートテイク・パソコンテイク
	8		ビデオ教材字幕付け・文字起こし
	9		補聴援助システム
	10		パソコンの持込・使用
	11		読み上げソフト
	12		音声認識ソフト
	13		ノイズキャンセリングイヤホン等
	14		講義の録音、板書の撮影の許可
	15		オンライン授業における情報保障等
	16		グループワーク等の実施における配慮
	17		実技・実習、フィールドワークにおける配慮
	18		授業内容の代替
	19		オンライン授業による対面授業の代替
	20		レポート作成等の学修指導
	21		履修登録の支援
試験・評価	22	試験・評価	試験時間の延長
	23		別室受験
	24		解答方法の配慮
	25		注意事項等の文字媒体による伝達
	26		出席に関する配慮
	27		提出期限の延長
	28		要望に応じた使用教室の配慮
環境整備	29	環境整備	要望に応じた座席の配慮
	30		専用机・椅子・スペースの確保
	31		チューター等の活用
			専有スペースの確保・利用
授業以外の支援	1	学生生活支援	通学支援
	2		個別支援情報の収集
	3		情報取得の支援
	4		障害学生支援担当部署等による定期的な面談、相談対応
	5		
	6	社会的スキル指導・助言	自己管理指導
	7		対人関係スキル指導・相談
	8		日常生活支援
	9	保健管理・生活支援	専門家によるカウンセリング
	10		医療機器、薬剤の保管等
	11		休憩室・治療室の確保等
	12		生活介助
	13		介助者の入構・入室の許可